

会 議 録

会議の名称	第1回小金井市特別職報酬等審議会
事務局	職員課
開催日時	平成23年5月27日(金) 午後4時から午後6時まで
開催場所	小金井市役所本庁舎 第一会議室
出席者	(委員) 藤井会長、羽田野委員、山本委員、馬場委員、梶尾委員、村上委員、本木委員 (事務局) 市長、総務部長、職員課長、人事給与制度担当課長、職員課長補佐、給与厚生係長、労働安全衛生担当主査、給与厚生係主任
欠席者	2人
傍聴の可否	可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	2人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 会議開始にあたって 2 市長挨拶 3 委嘱状交付 4 委員自己紹介、事務局職員紹介 5 議題1 会長の互選・職務代理者の指定について 6 議題2 会議録の作成及び公開について 7 議題3 小金井市特別職報酬等審議会の概要説明について 8 議題4 諮問事項の概要説明について 9 その他 次回の日程等について
提出資料	1 小金井市特別職報酬等審議会委員名簿 2 特別職報酬等状況調(26市) …資料(1) 3 国家公務員退職手当制度懇談会報告(論点整理を中心として)抜粋 …資料(2) 4 特別職等の職員に退職手当を支給していない都道府県及び政令市等

	<p>の状況について</p> <p>4 市長・副市長退職手当の支給状況（26市）</p> <p>5 小金井市特別職報酬等審議会条例及び関係法令</p> <p>…資料(3)</p> <p>…資料(4)</p> <p>…資料(5)</p>
<p>そ の 他</p>	

第1回小金井市特別職報酬等審議会

平成23年5月27日（金）

【事務局（関）】 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから第1回小金井市特別職報酬等審議会を開催いたします。

本日はお忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。特別職報酬等審議会条例に基づく委員の委嘱が終わり、会長が選出されるまでの間、司会進行を務めさせていただきます、私、職員課長の関と申します。本日はよろしくお願ひいたします。

現時点では、委員の委嘱が行われる前ですので、正式には特別職報酬等審議会ではございませんが、委嘱を含めまして、特別職報酬等審議会に準じた会と位置づけて進行させていただきます。したがって、本審議会については小金井市市民参加条例第6条の規定により、原則公開となっておりますのでご了承いただきたいと思います。

なお、小金井市はノーネクタイ・ノー上着運動ということで、5月16日から10月31日までノーネクタイ・ノー上着という形にさせていただいておりますので、本日事務局を含めまして、そのような形でよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次第に従いまして進行させていただきます。初めに小金井市長、佐藤よりごあいさつ申し上げます。市長、よろしくお願ひします。

【佐藤小金井市長】 市長の佐藤でございます。これより、小金井市特別職報酬等審議会の議事に入るわけでございますが、その前に一言ごあいさつをさせていただきます。各委員の皆様におかれましては、委員就任についてお引き受けいただき、まことにありがとうございます。また、本日はご多忙の中、ご出席いただき厚く御礼を申し上げます。

本審議会につきましては、昭和39年に条例が施行されて以来、特別職や市議会議員の報酬額等につきまして、たび重なるご審議をお願いしているところです。各分野でご活躍されている委員の皆様の深いご見識のもと、活発なご意見をちょうだいし、大変中身の濃い審議会となっております。

今回は、後ほど正式に諮問させていただきますが、特別職の退職手当の支給に係るあり方についてご審議をお願いしたく、本審議会を開催する運びとなりました。適切にご答申をいただけますよう、どうぞよろしくお願ひします。

【事務局（関）】 市長、どうもありがとうございます。それでは、ここで特別職報

酬等審議会委員の委嘱状の交付を行います。それでは市長、よろしくお願いします。

(委嘱状交付)

【事務局 (関)】 ありがとうございます。委嘱状の交付を終了いたします。なお、審議会委員の任期は平成23年5月27日から平成25年5月26日までの2年間となります。また、お手元の承諾書と口座振替依頼書兼登録票はお帰りの際、提出をお願いいたします。

続きまして、本日は第1回目の審議会でございますので、ここで各委員の皆様には簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。それでは公募委員の羽田野委員さんから順番にお願いしたいと思います。

【羽田野委員】 どうも初めまして。羽田野と申します。会社員をしております。小金井市にはもう32年ぐらい住んでおります。結婚して住み始めまして、子どもは2人いますけれども、1人はもう結婚して小金井市を出ており、娘と家内と3人で住んでいます。今回、この審議会の委員に就任させていただいて、いろいろと不勉強なところもあると思いますが、一生懸命やりたいと思いますのでよろしくお願いします。

【事務局 (関)】 ありがとうございます。次に公募委員の山本委員、お願いします。

【山本委員】 初めまして。よろしくお願いします。私は小金井市に越してきて今年の5月で10年目になります。主婦で3人の子どもをもうけまして孫が4人います。

たまたま去年、公民館東分館で市町村財政分析の講座を受けまして、これまで市報などでいろいろ財政状況が載っていても全然見方がわからなかったのですが、講習会に5回参加することによって、市の財政状況はこういう形なのかとわかってきました。そして、いろいろこちらの2階に来て資料を集めたりしていたところ、この応募がありましたので、応募の動機を書いてこちらのほうにファクスしたところ、たまたま選ばれました。とても光栄に思っているのですが、ちょっと肩の荷が重いかなという気もいたします。

何もわからない私ですが、一つ一つ学んでいきたいのと、率直な意見をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

【事務局 (関)】 ありがとうございます。次に地域団体代表委員の馬場委員、お願いします。

【馬場委員】 皆さん、初めまして。連合三多摩の多摩東部第一地区協議会で議長を仰せつかっております馬場と申します。こちら私どもの連合の多摩東部第一というのは三鷹市、武蔵野市、そしてこの小金井市、3市にあります労働組合が集まった組織でございます。

す。労働者の立場というのを踏まえまして、なれない部分はございますけれども、いろいろと論議させていただければと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございます。

【事務局（関）】 ありがとうございます。次に地域団体代表委員の梶尾委員、お願いします。

【梶尾委員】 初めまして。梶尾高根と申します。私は本職は眼科医ですけれども、医師会を通じまして、健康保険、介護保険の関係で、ふだんの市の仕事を多少なりともお手伝いさせていただいた経験、それから教育委員を1期務めたことがあります。それを通じて男女共同参画とか図書館審議とかそういったことで、少し知識を勉強させていただいたということで、ちょっと荷は重過ぎるんですけども、一生懸命勉強しますのでよろしく申し上げます。

【事務局（関）】 ありがとうございます。次に地域団体代表委員の村上委員、お願いいたします。

【村上委員】 村上と申します。よろしく願いいたします。私は小金井市民生委員児童委員協議会から参りました。日ごろはお年寄りと接していることばかりで、お年寄りの悩みを聞くことが多いんですが、こういう審議会は初めての出席で、やはり私も肩の荷が重いんですが、いろいろ勉強させていただこうかと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

【事務局（関）】 ありがとうございます。次に学識経験者委員の藤井委員、お願いします。

【藤井委員】 皆さんこんにちは。東京学芸大学の藤井と申します。学芸大学というのはご承知のとおり教員養成の学部で、こちらの市にも実習生等が大変お世話になっていつもありがとうございます。教育委員会とのつき合いは古いんですが、こちらの庁舎に来たのは初めてで、ちょっとなれないところもいろいろあると思いますけれども、できるだけお役に立てることがあればと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

【事務局（関）】 ありがとうございます。次に学識経験者委員の本木委員、お願いします。

【本木委員】 皆様こんにちは。本木でございます。私は小金井で生まれて小金井で育ております。私の父親もそうですし、私のおじいちゃんもそうですので、そういう意味では3代続けると江戸っ子というのがありますので、私はそういう意味では小金井っ子でござ

ざいます。

この3月まで役所に長く勤めておりまして、やっと肩の荷がおりて今ゆっくりしておりますけれども。そういう意味では、今までは中で仕事をしておりましたので、少し地元のことのお手伝いができるばということに参加させていただいております。大変な重責な仕事でございますので、私で務まるどころかわかりませんが、ぜひ皆様のご協力をいただきながら頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【事務局（関）】 ありがとうございます。なお、地域団体代表委員、村越委員及び同じく関委員におかれましては、業務の都合上本日は欠席されておりますので、事務局よりご報告いたします。

引き続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。事務局は総務部職員課が担当させていただきます。まず総務部長の本多でございます。

【事務局（本多）】 総務部長をしております本多龍雄と申します。ひとつよろしく願いいたします。

【事務局（関）】 職員課長補佐の鈴木でございます。

【事務局（鈴木）】 職員課長補佐、鈴木剛です。よろしく願いいたします。

【事務局（関）】 給与厚生係長の二井本でございます。

【事務局（二井本）】 給与厚生係長をしております、二井本慎哉と申します。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局（関）】 最後に職員課管理職として、人事給与制度担当課長の加藤も本日この会に参加させていただいております。

【事務局（加藤）】 加藤でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局（関）】 最後になりましたが、私、職員課長の関と申します。よろしく願いいたします。

それではこれより第1回の審議会となります。直ちに議事に入ります。議題1として、会長の互選についてであります。会長の選出につきましては、小金井市特別職報酬等審議会条例第4条第1項の規定で、委員の互選により定めることとなっております。皆さんにお諮りいたします自薦、他薦いかがでしょうか。

どうぞ、本木委員。

【本木委員】 藤井先生にお願いできればと思いますけれども、いかがでしょうか。

【事務局（関）】 今、本木委員から藤井先生というお声が上がりましたけれども、お

諮りします。藤井委員を会長に選出することに皆さんご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【事務局 (関)】 ご異議なしと認めます。したがって、会長には藤井委員を選出することと決定いたしました。それではここで、会長に選出されました藤井委員のごあいさつをお願いいたします。その場でお願いいたします。

【藤井会長】 藤井です。大役をお引き受けすることにちょっと緊張しておりますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

私はここに住んでいる者ではないという立場で、公平・公正に審議を進めさせていただければという立場でかかわらせていただきたいと思います。どうぞ協力よろしくをお願いいたします。

【事務局 (関)】 ありがとうございます。それでは会長が互選されましたので、議事進行を会長と交代いたします。藤井会長、前の席へ移動をお願いしたいと思います。

【藤井会長】 それでは次第に沿って進行する前に、小金井市特別職報酬等審議会条例第5条第2項に基づいて、会議の成立状況について事務局に報告を求めます。

【事務局 (関)】 本日は、委員選任数9名のうち7名出席されており、委員の過半数の出席となりますので、本会は成立したことをご報告いたします。

【藤井会長】 それでは続きまして、職務代理者の選出に移らせていただきます。小金井市特別職報酬等審議会条例第4条第3項の規定により、あらかじめ職務代理者を決定しておく必要がございます。規定によりますと、会長が当該職の委員を指名させていただくことになっておりますので、指名させていただきたいと思います。

当審議会の職務代理者には梶尾委員を指名させていただきます。梶尾委員、職務代理者をお引き受けいただけますでしょうか。

【梶尾委員】 はい、非常に責任重大で恐縮しておりますけれども、一生懸命お手伝いさせていただきます。よろしく申し上げます。

【藤井会長】 梶尾委員、ありがとうございます。それではここで、市長より当審議会への諮問をお願いします。

【佐藤小金井市長】 小金井市特別職報酬等審議会会長様、小金井市長、佐藤和雄。

平成23年度小金井市特別職報酬等審議会に係る諮問事項について、このことについて下記の項目を貴審議会に諮問いたします。

記。諮問事項、特別職の退職手当の在り方について。特別職を含む職員の退職手当につ

いては、地方自治法第204条第1項及び第2項の定めにより、条例で定めることにより支給することができるかとされております。

これを受けて当市では、特別職の退職手当について、小金井市特別職の給与に関する条例第5条の4に基づき、支給しているところです。この特別職の退職手当についてこれまでどおりの支給制度を維持し、今後も実施していくべきか、もしくは対象期間を限定して特別職の退職手当に係る制度を停止した自体体もあることから、特別職の退職手当の在り方についてご審議賜りたく、諮問いたします。よろしく申し上げます。

【藤井会長】 ただいま市長より当審議会への諮問がなされましたが、市長、諮問事項につきまして何か一言ございますでしょうか。

【佐藤小金井市長】 今回の諮問については、若干補足説明させていただきます。さきの市長選挙で、私は市長の退職手当が4年の任期ごとに支払われることについて、いささか市民感情からして違和感を覚え、この退職手当は私の任期については廃止するということを公約いたしました。そして、そのための特例条例案をこの6月定例会に上程する予定です。

一方、特別職である市長、副市長、また教育長を含めて、退職手当についてこれを恒久的に廃止するかどうか、これについては多角的なご検討が必要ではなからうかと考えました。それゆえにこの審議会に諮問させていただいた次第です。さまざまな観点から今回の退職手当のあり方についてご議論いただき、ご検討いただき、そしてご答申いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【藤井会長】 ありがとうございます。当審議会では、今後この諮問事項に関して審議していきたいと思っております。なお、市長はほかの公務があるとのことですので、ここで退席されます。

(佐藤小金井市長 退席)

【藤井会長】 それでは、本日は第1回目の審議会ということもありますので、諮問事項の審議に入る前に、本審議会の運営方法等の決定を先に行い、諮問事項の具体的な審議は次回以降とさせていただきたいと思っております。

まず議題2、当審議会の会議録の作成及び公開についてです。事務局から説明を求めます。

【事務局（鈴木）】 それでは事務局より、会議録の作成及び会議録の公開についてご説明いたします。

初めに、本審議会は小金井市市民参加条例第6条、市の会議の公開の規定により原則公開となっており、審議会の開催に当たりましては、5月15日号市報やホームページ等で開催日程をお知らせし、傍聴の呼びかけを行っております。

次に会議録についてでございます。小金井市市民参加条例第7条、情報公開手段の拡充により原則公開となるため、市役所の情報公開コーナー、議会図書室、図書館に据え置くとともに、ホームページ上でも公開いたします。会議録の作成に当たっては、小金井市市民参加条例施行規則第5条、会議録作成の基本方針の規定により、あらかじめ審議会等に諮った上、次に掲げる会議録の作成方法の中から会議内容等に応じて適切な方法を選択するものとしております。

作成方法につきましては、1つ目が発言者の氏名及び発言内容のすべてを記録する全文記録、2つ目に発言者の発言内容ごとの要点記録、3番目に会議録内容のみの要点記録の3つの方法でございます。したがって、この3つの方法の中から決めさせていただきたいと思っております。会議録の作成及び公開につきましては以上でございます。

【藤井会長】 お手元の資料の12ページに今ご説明がありましたような、市民参加条例施行規則の中の会議録の作成というのがありますので、これをご参考にいただければと思いますが、我々のほうで選択する場合は3つ。全文記録か、発言者の発言内容ごとの要点記録か、会議内容の要点記録という3種類でございます。これについてご質問、ご意見等があればお願いいたします。

いかがですか。特にご意見なければ、ほかのこういう審議会でも採られている全文記録で、ご異議がなければそのような形にさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしいですか。よろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

【藤井会長】 それでは全文記録ということでお願いしたいと思います。

それでは次第に沿って進めます。続きましては議題3と議題4につきまして、事務局から説明を求めます。

【事務局(関)】 それではまず、事務局より小金井市特別職報酬等審議会の概要及び資料の説明をさせていただいた後、諮問事項につきましてご説明いたします。

まずその前に、1点資料の訂正がございます。本日皆様にお配りしております次第書及びその次に委員の皆様の名簿についてです。名簿の3号委員学識経験者の本木委員のお名前なんですけれども、今、本木「のりあき」様と表示させていただいております。申しわ

けございません、「としあき」様の間違いでございます。大変申しわけございませんでした。この場で訂正させていただきたいと思いますので、今後このようなことがないように気をつけたいと思います。

【梶尾委員】 字はこのままですか。

【本木委員】 字はそのままで結構です。読み方だけちょっと違うんです。

【事務局（関）】 すいません、後ほど名簿につきましては正しいものと差しかえさせていただきますので、よろしくお願ひします。申しわけございませんでした。

まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。本日5点資料をお配りしてございます。まず最初に資料1「特別職報酬等状況調（26市）」でございます。次に2番目として、資料2「国家公務員退職手当制度懇談会報告（平成12年6月）」これは抜粋の資料でございます。3番目として資料3「特別職等の職員に退職手当を支給していない都道府県及び政令市等の状況について」でございます。4番目です。資料4「市長・副市長退職手当の支給状況（26市）」でございます。最後に資料5「小金井市特別職報酬等審議会条例及び関係法令」でございます。以上でございますが、資料の欠落等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

お配りした資料につきましては、毎回ご持参していただく必要はございません。審議の中で適宜ご参照いただければと思います。

それでは、小金井市特別職報酬等審議会の概要につきまして、条文に沿ってご説明いたします。資料5「小金井市特別職報酬等審議会条例」をごらんください。

第1条「市長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、小金井市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という）を置く。」とございます。本審議会はこの第1条を根拠として設置され、市長の諮問に基づき開催されるものでございます。

第2条「市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。」とございます。本条には、本審議会が審議の対象として所掌する事項が規定されており、本条に基づき本審議会は市長の諮問に対する審議結果を答申という形で上げることとなります。

第3条「審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。（1）市民（市内に住所を有する者に限る）2人以内（2）市内の地域団体及びその他の団体の代表5人以内（3）学識経験者3人以内

2前項第1号の委員は、公募によるものとする。3委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して3期を超えてはならない。4補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする」とございます。

本条は審議会を構成する委員に係る格付及び任期等について規定しております。委員の皆様におかれましては、本条により選出され、本日よりご列席いただくこととなりました。

第4条「審議会に会長を置き、会長は委員の互選によって定める。2会長は、会務を総理する。3会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。」とございます。本審議会の会務を総理する会長及び職務代理者の格付について規定されております。

第5条「審議会は、会長が招集する。2審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。3審議会の会議は公開する。」とございます。本条には本審議会の招集権限、成立条件、公開原則が示されております。本日は本条に基づく条件を満たしているため、本審議会が成立いたしております。

第6条「審議会の庶務は、人事担当課において処理する。」とございます。本審議会の運営庶務につきましては、本条に基づき、先ほどご紹介させていただきました総務部職員課が担当いたしております。

第7条「この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。」とございます。本条により、本審議会を運営する上で生じる必要事項につきまして、別途定めることにより、もって円滑な審議会運営を図ってまいります。

以上が小金井市特別職報酬等審議会の条例のご説明でございます。

続きまして、諮問事項の説明に移らせていただきます。それでは、諮問事項、特別職の退職手当の在り方につきまして、資料を参照の上ご説明いたします。

特別職を含む職員の退職手当につきましては、地方自治法第204条第1項及び第2項の定めにより、条例で定めることにより支給することができるとされております。これを受けて当市では、特別職の退職手当につきまして、特別職の給与に関する条例第5条の4に基づき支給しているところでございます。

東京都内の26市の特別職の報酬状況につきましては、今日お配りしてございます資料1「特別職報酬等状況調（26市）」にございます。

本資料につきましては、東京都が都内自治体の状況を把握するため、毎年実施いたしております地方公務員給与実態調査に基づき作成された資料であり、現段階では平成21年

度調査が最新のものとなっているため、本表は平成22年4月1日現在の状況となっております。

続きまして、退職手当の性質でございます。資料2「国家公務員退職手当制度懇談会報告」これは平成12年6月の抜粋でございます。これをごらんください。これは国家公務員の例ではございますが、退職手当の性質につきましては過去に国家公務員等退職手当制度基本問題研究会や、国家公務員退職手当制度懇談会等によりたび重なる議論、研究が行われております。資料2の2枚目、6ページ目の中段に、個別論点〔1〕退職手当の算定方法。1、公務員の退職手当の性格に書かれてはございますが、退職手当には勤続報償的、生活保障的、賃金後払い的な性格があり、これらの要素が不可分的に混在しているものとの見解も示されております。

しかし、資料3「特別職等の職員に退職手当を支給していない都道府県及び政令市等の状況について」にございますように、他の自治体において、対象期間を任期中と限定してではあります。特別職の退職手当につきまして特例条例や本条例に附則として制限を加える形式をとり、停止した例も一方ではございます。

このような特別職の退職手当のあり方につきまして、資料4をごらんください。資料4「市長・副市長退職手当の支給状況（26市）」にございます。東京都内26市における条例本則上の市長及び副市長の退職手当の支給率もご参照の上、ご審議賜りますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、本日は諮問事項の説明にとどめさせていただき、具体的な審議につきましては次回以降お願ひしたいと思います。また、答申の策定目途といたしましては、期間のない中大変恐縮でございますが、年内を目途にとお願ひしたいと思います。以上事務局からの説明を終わります。

【藤井会長】 ありがとうございます。ということで、諮問の内容、諮問も今お手元に配付していただいたと思いますが、それと机上に配付していただいた資料等について、今事務局から説明をいただいたところです。これについてまずご質問、ご意見等があればお願ひいたします。

審議は次回からになりますので、今日はちょっとわからないところがあればいろいろご質問していただいたほうがいいと思いますので、どうぞご遠慮なくお願ひいたします。

【梶尾委員】 確認ですけれども、現在の新しい市長さんの初任給は96万5,000円、このままでスタートですか。

【事務局（関）】 はい、条例上では96万5,000円ですけれども、6月の議会で特例条例ではあるんですけれども、20%下げるといふ条例案を出しております。これは今の市長の任期中でございます。

【事務局（本多）】 議会のほうで可決されましたら、7月からは市長の給料につきましては96万5,000円から77万2,000円になるということで、これはあくまでも議会で議決されればということで、された場合には7月から77万2,000円になるということでございます。以上です。

【藤井会長】 ほかにいかがですか。どうぞ。

【本木委員】 先ほど、市長さんからの答申の中で、現行どおりもしくは廃止と、それからその間で「もしくは」って書いてあるんですけれども、これはどの程度の幅を考えればよろしいでしょうか。これまでどおりの支給制度を維持し、今後も実施していくべきか、もしくは対象期間を限定して特別職退職手当に係る制度を停止した自治体もあることから、特別職の退職手当のあり方についてご審議ということなんですけれども、これについてはどういう形なんでしょうか。継続なのか、それともやめるのか、もしくは場合によっては金額の引き下げとかについても本委員会の中での検討事項になるのか。どの範囲なのかちょっとよくわからないのでご説明いただきたいです。

【事務局（本多）】 市長の方針としましては、退職手当を廃止ということで考えておりますので、先ほども市長が言いましたように6月定例会のほうに、自分の任期中は支給しないという条例案を出しているところです。ですから、市長としては今後も特別職、市長の退職手当については停止したい、支給しないという考えでございますが、それについては一応、第三者機関であります小金井市特別職報酬等審議会に諮問して答申をいただきたいというスタンスでございます。以上です。

【藤井会長】 今のご質問は、この対象期間を限定してというこの意味はどういうふうに読めばよろしいんですか。

【事務局（本多）】 この文言につきましては、資料としても出されておりますが、都道府県、政令市等で退職手当を支給していない県と市、資料3のところでございます。これにつきましては、恒久的に退職手当を支給しない、廃止したというところではございません。資料の措置方法等のところを見ていただきますと、これは知事、市長の任期中ということで支給しないという措置をしているというところでございます。ですから、今回市長のほうは特別職の退職手当を恒久的に廃止するという考え方を一応持っていますので、

それについていかなるものかということで今回の小金井市特別職報酬等審議会に諮問しているというところでございます。

【藤井会長】 というご説明でよろしいですか。

【本木委員】 簡単にしますと、現在どおりにやるのか、それともやめるのか。もう1つはちょっとこの上の読み方がよくわからないんですけども、例えばの話ですが減額とか支給の仕方も含めて検討するのか、そこがよくわからなかったんですけども、そこはいかがなんでしょうか。

【事務局（本多）】 一応、当審議会の中でそういったところも、退職手当というのは性質上この中で審議して存続するものだというような形でご審議とか、また期間的なものと支給率のところとか、そういったところも審議されて結論が出て答申という形もあるのかなというように形で思っております。ですから、市長としては、委員の皆さんの自由な意見、発言をしていただいて、答申をまとめていただきたいなという考えでございます。

【本木委員】 ということは、出すか出さないかでももちろんなんですけれども、出し方についても本委員会の中で議論の対象になると。こういう理解でよろしいんですか。仮に出すとすれば。

【事務局（関）】 この中で、それも含めまして、あくまでも審議会委員の皆様の中での議論になるかと思しますので、今この中では続けるのかそれともやめるのかという二者択一みたいな形になっていますけれども、当然の議論の中で、例えば今言われたとおり支給の方法とか支給率とかというのは、意見としてはあるかと思しますので、もしそういった場合は、それはあくまでも答申という形になりますので、それは委員の皆様で出た答申を尊重するという形で行きたいと思っております。

【事務局（本多）】 本木委員から言われたことも、ちょっと再度こちらも市長のほうから確認しまして次回お答えできるようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【羽田野委員】 対象は市長だけですか。

【事務局（本多）】 ここでは特別職というふうに言っておりますので、市長、副市長、それと一応教育長というのは、身分上は地公法上は一般職ということなんですけれども、また教育委員会委員ということで特別職も一応兼ねているということなので、一般的に我々は特別職といいますと市長、副市長、教育長というような形で言っていますので、その市長、副市長、教育長の退職手当ということでご理解いただいて構いません。

【羽田野委員】 ありがとうございます。

【藤井会長】 市長さんの意向とすると、自分の退職金だけではなくて、副市長と教育長も含めた特別職の退職手当のことを廃止するなら廃止したいという理解でよろしいんですか。

【事務局（本多）】 その特別職の退職手当のあり方というところでご審議いただきたいというところがございます。

【藤井会長】 というのですが、ほかにいかがでしょうか。

【梶尾委員】 すみません、ちょっと知らないものですから教えていただきたいんですけども、副市長というのは市長が任命で、議会が承認ですか。副市長というのはどういう形で決められるんでしょうか。

【事務局（本多）】 副市長につきましては、議会の同意案件、人事案件となっておりますので、議会の同意を得られて市長が任命するというところがございます。

【藤井会長】 それは教育長さんも同じ？

【事務局（本多）】 教育長につきましては、人事案件としまして、教育委員会委員の選任同意案件ということで議会の同意を受けます。その教育委員会委員になってから教育委員会を開きまして、教育委員会委員の中から事務方のトップであります教育長を決めるという手続になってございます。

【藤井会長】 はい、ということだそうですね。

【羽田野委員】 前の市長のときにいらした副市長というのは退職されると思うんですね。今はいらっしゃるんですか。

【事務局（本多）】 前任の市長のときの副市長は4月26日に退任をしております、また教育長も退任しております。市長の任期が終わったときと同時に副市長、教育長も退任しております。

【羽田野委員】 現在はいらっしゃらない？

【事務局（本多）】 現在は不在でございます。

【羽田野委員】 教育長もですか。

【事務局（本多）】 教育長も不在でございます。

【藤井会長】 ほかにいかがですか。初回ですのでいろいろと共通理解を図って、これからの審議に備えたいと思いますが。

【羽田野委員】 すいません、副市長は何人という規定はあるんですか。それと、新し

い佐藤市長は副市長を置かれるお考えはあるのでしょうか。

【事務局（本多）】 副市長設置につきましては、条例で定めるということになっていまして、小金井市は副市長を2人置くことができるようになっております。それと、今の佐藤市長はここで、6月定例会における案件で議案のほうをもう既に送付してありますが、その中で人事案件を2件、副市長の人事案件と教育委員会委員の人事案件、副市長は1人、あと教育委員会委員1人、その案件は一応6月定例会に提出する予定ではおります。以上です。

【藤井会長】 ほかにいかがでしょうか。

【馬場委員】 もう一度確認させてください。先ほどもあったかもしれませんが、もう1回確認させてもらいたいですけれども、これは退職の手当ということなので、非常に今後の生活にすごい直結する大事な審議だと私は思っているんです。ですので、ちょっともう一度確認させてください。特別職の退職ということで、先ほどもご質問ありましたけれども、市長はもらわないということを行っているという中で、今回それをもし市長だけはないよと。副市長、教育長はあるよという形の選択肢というのもあり得るということですのでよろしいのでしょうか。

【事務局（本多）】 佐藤市長は、一応公約では市長の退職手当を廃止ということで、選挙で公約しておりました。それで一応今回、市長のほうの退職手当について自分の任期中は、退職手当は支給しないという特例条例を6月議会に提案する予定でございます。ですから議会で議決されれば、市長の退職手当は任期中は出ないという形になります。

それであると、副市長と教育長については、まだそれについては市長から指示は聞いておりません。方針も聞いておりません。ですので、一応ここの中でご審議していただくということで、また佐藤市長のほうで判断するのか、またあるいは市長は自分の任期中はというところで、退職手当は支給しないというような形をとりますが、資料3を見ていただきますと、そこに都道府県でいきますと群馬県、政令市でいきますと大阪府の堺市、ここは知事・市長、あと副知事・副市長、教育長、理事者一体というところで任期中は支給しないという措置をとっている都道府県や市があるという状況です。そういったところで、今後市長のほうがどういうふうに判断していくかというところでございまして、とりあえず今、市長のみの退職手当については、任期中は支給しないというところで伺っております。

【馬場委員】 わかりました。ありがとうございます。

【村上委員】 ちょっとよろしいですか。すごく初歩的なことをお聞きするんですが、先ほどから任期中は出ないというお話が。退職金。任期が終わって、選挙があって例えば市長がかわったりする場合、任期が終わった場合は出るということなんですか。私そこがよくわからないんですけども。任期中は出ないということは、4年ですか、市長さんの任期がありますよね。その間は出ないということになるんですか。

【事務局（本多）】 市長が任期ごとに退職手当は支給される形になっております。ですから、現市長が任期4年を全うしたときには、通常でしたら退職手当が出るんですけども、今回特例条例を議会に出していますので、それが可決されますと、市長が4年を全うしても退職手当は支給されないというところでございます。

ですから、市長のほうとしましては、公約で言うておりますので、自分の任期中は退職手当をもらわないというスタンスなんですけれども、これを恒久的に小金井市長の職にある人の退職手当を廃止するとなりますと、市長が今度かわったときにも、その市長に退職手当が出ないという形になりますので、そういう小金井市長の退職手当は廃止するみたいな条例をつくってしまいますと、今後小金井市長の職についた人は、選挙で当選した人はもう退職手当はないんだという形になります。

ですから、今のところの都道府県や政令市で行っているのは、選挙で公約をして掲げていますので、自分の任期のときは支給しないというスタンスになっていますね。ですから、それを全部条例上、廃止というような形をつくってしまいますと、今後もどなたか変わったときに、市長になる人も、市長は退職手当はないという形になってしまうんですね。

【村上委員】 任期4年ですよ。その任期が終わって、もしそのまま継続されてまた再選されて市長になられた場合、それはそこでは一たん切らないで、そのまま継続していくということになるんですかね。私はその任期中は出ないというその意味がよく理解できないんですけども。

【事務局（本多）】 例えば佐藤市長が1期終わったとしまして、次また選挙に出まして、当選したとすれば、今の市長の公約は市長の退職手当は要らないというふうに言っていますので、今回特例条例で自分の任期中はという形で決定しています。ですから、さらにまた次に当選されたときは、次の任期はまた特例条例をつくって支給しないというような形でやる考えであるということですね。今の市長は。

ですからここでは、自分の任期中だけじゃなくて、特別職の退職手当のあり方というところで審議していただき、恒久的に市長の退職手当は要らないんだというような形になる

のか、その辺をご審議していただきたいというところですね。

【羽田野委員】 それは資料3のところの各都道府県の状況について任期中とあるのは、この今の、例えば都道府県知事、あるいは例えば仙台市の市長さんの任期中ということなんでしょうね。

【事務局（本多）】 そういうことでございます。

【羽田野委員】 ですから、例えば仙台市の市長さん、何さんか知りませんが、その方が変わったとき、要は新しい市長さんが必要だと言えどももらえる形になるということですか。

【事務局（本多）】 ですから一応条例上で、知事とか市長はこの載っている表では、条例上は基本的には出るという形になっています。それを選挙の公約で言っていますので、その基本原則に反する特例条例ということ、期間を限定して特例条例をつくったり、あとはもとの条例の付則のところ経過措置みたいな形で自分の任期中は支給しないみたいになっています。ですからその期間が過ぎれば、退職手当は本則に戻りますので出るという形になります。

ですからもう条例で、知事とか市長の退職手当は廃止するんだという条例をつくっているところではございません。支給するという原則になっていまして、ただし任期中は支給しないという例外規定を設けているという状況になっております。

【藤井会長】 任期中というのは確かにわかりにくいですが、自分はもらわないということですね。自分が市長のときにはもらわないということが任期中ということですね。

【村上委員】 ご自分がおやめになったとき、次の選挙で例えば市長にならなかったとしてもそれはもう自分の任期が終わっているから、そのとき自分はもらわないという態度ということですか。

【藤井会長】 そういうことです。

【村上委員】 市長をおやめになっても、もらわないということですね。

【藤井会長】 ということですね。

【村上委員】 この任期という意味がちょっとよく理解できなかったの。

【藤井会長】 ほかにいかがですか。

【山本委員】 ちょっといいですか。先ほど、市長さん20%報酬を下げるとのお話だったんですけども、やはりそうすると今度副市長さんとか教育長さんを任命されても

これより20%ぐらい報酬が下がるんですかね。今市長さんが96万5,000円で、定例で7月1日から77万2,000円になると。

【事務局（本多）】 それで、一応6月定例会のところで、市長の報酬、給料20%をカットしますと、当然副市長と教育長のバランスがありますので、今回市長としましては市長が20%カット、副市長と教育長は10%カットという特例条例案を6月議会に提案させていただいております。

【藤井会長】 よろしいですか。この資料3だと群馬県とそれから大阪の堺市は、特に副知事あるいは副市長と教育長も支給しないということなので、これは何でだかわかりますか。その根拠みたいなものがわかればちょっと教えていただきたいんです。

【事務局（本多）】 これは一応、特例条例でうたっていて、市長のほうで、あるいは知事のほうで、副知事とか教育長を任命するときに市長が人事案件を提案しますので、こういった状況ですので、多分同意を得て副知事、副市長、教育長になっても退職手当は出ないんだよというところを説明して人事案件を提案して、自分の理事者一体というスタンスですかね。そういう形でやっているのではないかなという形が考えられます。

【藤井会長】 ちょっと資料があればちょっといただけますか。手続はわかるんですけども、どういう理屈になっているのかということについて、ここのこういうケースの理屈が、何かこの自治体でつくっているのであればちょっと今度見せていただきたいと思います。

【事務局（本多）】 それでは、一応議案の中で提案理由というのがございます。そこでは一定出るんですけども、こちらは各都道府県、市の例規類集、条例がありますので、それをちょっと引っ張ってきまして、根拠となっているもの、この任期中は支給しないということになっていますので、ちょっとその理由まで確認とっていませんので、この辺は当該市のほうに問い合わせをしてどういう理由なのか確認して、次回の審議会のほうに報告させていただきます。

それと、先ほどの市長の退職手当の関係ですが、4年ごとに任期満了ごとに、退職手当がその都度4年ごとに支給されるという形になっております。

【藤井会長】 ほかにいかがでしょう。

【羽田野委員】 資料3の、この都道府県のところの上のほうの、岩手県、山形県の知事、市長というのは、これは岩手県全部の市長も、県知事それから各市長全部入っているのでしょうか。

【事務局（本多）】 すいません、ちょっと資料のつくり方が、申しわけありません。これは岩手県から滋賀県は都道府県というところで、政令市のところも下に行って政令市やら一般の市になっています。そこで、ほんとうは都道府県のところは知事のみでございませう。それは岩手県の知事です。岩手県の市町村のところ、市のところが全部すべてということではございませうので、すいません。ちょっとつくり方がわかりづらくて申しわけありません。

【本木委員】 今回のスケジュールなんですけれども、どういう形で答申をまとめていくんでしょうか。それから当然、これは答申ですのでその後で市長さん、必要によっては条例の改正というのが出てくると思うんですけれども、全体のスケジュールがちょっとわからないので教えていただければと思うんですけれども。

【事務局（関）】 全体のスケジュールでございます。先ほど年内を目途にと申し上げましたけれども、年内の中でご審議いただければということなので、あくまで事務局が持っている案でございます。その中で回数については、今回を除いて2回ぐらいで思っています。ただ、議題の議事の進行上、必要によってはもうちょっと議論を重ねたほうがいいんじゃないか等々、その都度状況があるかと思っておりますので、ただ今、目標としましては年内とは思ってございます。

5月ですので、次回の日程については7月の中旬に第2回目を開催できればと思っております。7月に開催して、あともう1回ご審議いただいて、全部で本日を入れて3回になりますけれども、3回開いてその後答申という形の案としては思っております。以上でございます。

【藤井会長】 よろしいですか。そのような見通しでご検討いただきたいということですが、もしなければ、今日は理解を図るということで次回以降詳しく審議していきたいと思っておりますが、ご質問よろしいですか。

それでは、今回の議題は終了するということになりますが、次回以降の日程についていかがいたしましょう。

【事務局（関）】 7月20日の午後4時からでいかがでしょうか。

【藤井会長】 7月20日の4時で大丈夫ですか。ほかの委員の皆さん、大丈夫ですか。

【事務局（関）】 2回目、3回目も基本的には同じ中旬と、例えば4時からとかそんなような形で決めさせていただければと思います。

【藤井会長】 はい、わかりました。

【事務局（関）】 　では7月20日の4時からということをお願いしたいと思います。
また場所等をご連絡さしあげたいと思います。

【藤井会長】 　次回の日程も決まりましたので、今回はこれで閉じさせていただきます。
ありがとうございました。

— 了 —